

平成 30 年度延岡市学校施設太陽光発電設備設置事業  
プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業名

平成 30 年度延岡市学校施設太陽光発電設備設置事業

(2) 目的

延岡市（以下「市」という。）では、再生可能エネルギーの普及拡大、災害時等に太陽光発電設備で発電した電気を非常用電源として使用することによる分散型電源の確保及び行政財産の有効活用を図るため、既存の学校施設の屋根又は屋上（以下「屋根等」という。）に太陽光発電設備（付帯設備を含む。以下同じ。）を設置し、発電を行う事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集する。

(3) 内容

「平成 30 年度延岡市学校施設太陽光発電設備設置事業仕様書」のとおり

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、20 年以内（太陽光発電設備の設置・撤去に要する期間を除く。）とする。

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 条件

- (1) 提案する 1 m<sup>2</sup>当たりの使用料は、年額 100 円（税抜き）以上とする。
- (2) 年間の使用料は、提案した金額に使用する面積を乗じて得た金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

年間使用料＝提案した金額×使用する面積×消費税及び地方消費税の税率

※使用する面積の算定については、学校施設の屋上、屋根及びその他の学校施設の部分並びに土地に本事業の目的で設置する機器・配線・支柱等の使用面積（水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、間隔をあけて使用する場合は、その隙間面積も含む。）の合計とする。使用する面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該端数については 1 平方メートルとして計算する。

- (3) 使用料の支払いは、当該年度分を、毎年度市が指定する期日までに納付するものとする。
- (4) 使用期間に 1 年未満の端数があるときは、当該端数について月割りにより計算するものとする。
- (5) 納付した使用料は、還付できないものとする。

- (6) 端数処理については、計算途中ではなく、累乗後、算出して得た使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 4. 提案募集スケジュールについて

##### (1) 事業候補者選定スケジュール

実施内容	実施期日
実施手続の開始・公表	平成30年10月19日(金)
質問書受付期限	平成30年10月25日(木)
参加表明書提出期限	平成30年10月25日(木)
事業提案書提出期限	平成30年11月 1日(木)
プロポーザル審査の実施	平成30年11月 6日(予定)
審査結果の通知・公表	平成30年11月 7日以降

##### (2) 行政財産目的外使用許可に関するスケジュール

行政財産目的外使用許可申請受付	FIT 認定を受けた日から3年以内
行政財産目的外使用許可書の交付	随時
工事	FIT 認定を受けた日から3年以内

FIT 認定：国から受ける再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定のこと

#### 5. 参加資格要件

##### (1) 事業者の構成

本プロポーザルに参加する事業者（以下、「提案者」という。）は、法人格を有している者（複数事業者による連合体も可）とする。事業者の連合体で参加する場合は、代表事業者を定めること。ただし、連合体の構成者は、本事業に参加する他の連合体の構成者となることはできず、また、別途単独での参加もできない。

##### (2) 参加資格

提案者は、以下の全ての要件を満たしている者であること。（参加者が連合体であるときは、その構成事業者の全てが以下のア～オの要件を満たすこと。カ・キについては、連合体の構成事業者のうち1社以上が該当すれば可とする。）。

ア 法人及びその役員又は連合体の構成者等が延岡市暴力団排除条例（平成23年延岡市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員関係者に該当しないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

カ 過去に他自治体公共施設において 10kW 以上の太陽光発電設備の設置工事を請負い、又は発電事業を実施した実績を有すること。

## 6. 提出方法

### (1) 提出書類の配布方法

延岡市ホームページ (<http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>) からダウンロードすること。

### (2) 事業提案書の提出について

ア 提出期限：平成30年11月1日(木) 午後5時

イ 提出書類：「平成30年度延岡市学校施設太陽光発電設備設置事業プロポーザル提出書類作成要領（以下「作成要領」という。）」に沿って作成すること。

ウ 提出場所：延岡市教育委員会総務課

エ 提出方法：期間内（土日祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に、持参すること。

オ その他：参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事前に事務局に電話連絡の上、参加辞退届（「作成要領」様式第14号）を、持参又は郵送すること。

### (3) 提出部数等について

原本1部、写し7部、データ（CD-RまたはDVD-R）1部

データ提出におけるファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式によるものとし、データは提出時点で最新版のウィルスチェックソフトでチェックしたものを提出すること。

なお、企画提案書に含まれる著作権、特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。

### (4) 質問について

ア 質問については、質問書（「作成要領」様式第13号）の提出により行うこととし、電話・来庁・ファックスによる質問は受け付けないものとする。なお、質問は参加表明書、事業提案書等の記載方法、仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

イ 提出方法については、事務局メールアドレス宛てに電子メールで提出すること。その際、メールの件名の頭に「平成30年度延岡市学校施設太陽光発電設備設置事業質問書（事業者名）」を記し、送付すること。なお、送信確認の電話をすること。

ウ 回答は、質問者に対して電子メールで行うこととし、必要に応じて延岡市ホームページに掲載する。

## 7. 審査方法

### (1) 選定委員会の構成

「平成 30 年度延岡市学校施設太陽光発電設備設置事業に係る公募型プロポーザル選定委員会」を設置する。委員長は企画部長とし、委員は市職員で構成する。

### (2) 評価項目

評価項目については、別紙のとおりとする。

### (3) 審査の実施

市は、最も評価点数の高い提案をした 1 事業者を、事業候補者として選定する。

### (4) 選定方法

ア 選定は、提出された企画提案書を基に公募型プロポーザル方式により審査を行う。

イ 選定の結果、評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、協定締結の交渉を行う。

ただし、次の場合において、優先交渉権者の次に点数の高かった者（次点の提案者）と協定締結の交渉を行うことがある。

（i）優先交渉権者と合意に至らない場合

（ii）優先交渉権者の提案施設と重複しない場合

（iii）優先交渉権者の提案施設と一部重複する場合でも、重複施設を除いた提案施設において提案条件を変更することなく事業を実施する意向がある場合

ウ 評価点が同点の場合は、委員長が優先交渉権者を決定する。

エ 選定結果は、各参加者に書面にて通知する。

オ 参加者が 1 者になった場合でも評価を行うこととする。

## 8. 優先交渉権者選定後の手続

### (1) 関係機関との協議

審査結果により優先交渉権者として選定された事業者は、太陽光発電設備の設置について各施設管理者、電気事業者及び経済産業省等と協議を行い、接続契約等必要な手続きを速やかに行うこと。

### (2) 協定の締結

優先交渉権者は、市との間で本事業に係る基本的な事項を定めた協定を締結する。なお、その協定に関する協議が整わないときは、優先交渉権者としての決定を取り消すとともに、次順位の者を繰り上げ、協定に関する協議を行うこととする。

### (3) 使用許可申請

市と協定を締結した後に、当該協定書に基づき各施設管理者に対して行政財産目的外使用許可申請書等を提出し使用許可を受けること。

### (4) 一級建築士による安全に関する証明

架台基礎等を含めた太陽光発電設備による全体の重量の増加に対して屋根等の耐久性に問題がないことや、地震力、風圧力その他の外力に対して安全であることを構造計算書等により一級建築士が証明する書類を協定締結前までに提出すること。

## 9. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があった場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公募開始の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された事業提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された事業提案書等の内容は、延岡市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 27 年延岡市条例第 37 号）に基づき、非公開情報を除き公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、協定内容は、詳細について協議の上、決定するものとする。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (8) 提出書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

## 11. 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、以下のとおりとする。

〒 8 8 2 - 8 6 8 6 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市教育委員会総務課 担当：尾畑、黒木

電話番号：0 9 8 2 - 2 2 - 7 0 3 0

FAX 番号：0 9 8 4 - 2 2 - 7 0 3 7

メール：k-soumu@city.nobeoka.miyazaki.jp